

2023年度税制改正提言 ～ Japan Transformationの実現～

2022年10月14日



はじめに

○当連盟は、日本経済発展のために各種政策提言等の中で個別に税制改正にも言及してきた。それらも含めて、**あらためて最新版の税制改正提言全体をまとめた形で公表する。**

○また、**年末の税制改正大綱に向けた議論の進展に応じて、追加で意見等を公表することがありえることを付言する。**

1. 基本的考え方

2. 税制改正提言

「日本を根本的に変えていく」 Japan Transformation

**デジタル と グリーン を軸に新産業を育成しつつ、
「民でできることは民に」の原則の下、
税金の引下げを通じ、経済成長・社会課題解決に向けた
投資を促進すべき**

■新経連10周年政策提言における基本的考え方

民でできる
ことは民に

政府の役割は
この原則から逆算

開国による
「新結合」と
移民受入れ

人口が減る国に
未来はない

世界でも稀な
高い税率の
引下げ

高い税金の国は
必ず衰退

グローバル
スタンダード
への適合

グローバルな
競争への対応

「新結合」を
生み出す柔軟な
政策・ルール

デジタル化により
全てが流動化

部分的ではなく
一体的な改革

二重コストなどの
逆効果を回避



税制全般に対する考え方①

- Web3.0時代を見据えた更なるデジタル化や社会構造の変化等を見据え、**税率引下げ、税制のあり方もゼロベースで検討**
- 納税申告書等を一定の条件の下で政府内で利用可能とし、**EBPMを実現**
- 財政や為替の安定性に悪影響を及ぼすのは、税率引下げによる歳入減より、むしろ将来に向けての投資効果に乏しい**バラマキによる歳出増に起因する財政インバランス**ということに留意すべき
- 資産所得倍増に反する**金融所得課税強化には極めて慎重であるべき**

税制全般に対する考え方②

● 本則に関する提言（11-16頁）

- 本則を下げるのを原則とし、法人税、所得税、相続税などを見直し
- 企業間の公平な競争環境を促す国内外の課税のイコールフッティングの確保
- 新しい働き方などに対応した税制の見直し（退職金税制等の見直し、フリーランスや学び直しに対する制度創設、テレワーク税制創設、配偶者控除見直し検討など）
- 暗号資産税制を抜本的に見直し

● 租税特別措置に関する提言（一覧表18頁、個票19-38頁）

- Web3.0など今後を見据えた新たな産業育成・新しい資本主義の実現
- スタートアップ支援・研究開発促進等によるイノベーション推進
- デジタル環境整備や人材受入れ・育成による上記の下支え

世界でも稀な高い税率の引下げ

日本は、個人・法人ともに所得に対する税率が高い

	 日本	 シンガポール	 インド	 米国	 英国	 ロシア
個人所得への課税 (最高税率)	55% 地方税等含む	22%	30% 高額所得者は最大37%の追加課徴金	連邦 37% 州 0.0-13.3%	45% スコットランドは最大46%	15%
法人所得への課税	29.74%	17.0%	25.2%	連邦 21.0% 州 0.0-11.5%	19.0%	20.0%

高い税金の国は必ず衰退

(例) 米国では税率が割高なカリフォルニア州から割安なテキサス州に企業・人が流出

(出典) OECD、ジェトロ HP 各国税制、財務省HP
個人所得課税は累進課税
法人所得課税のデータは日本・米国・英国は2022年、他は2021年のもの

「民」の力を最大限引き出す観点から、規制コスト・行政対応コストを最小化するほか、高すぎる税率の引下げ自体が必要

税率と経済の関連について

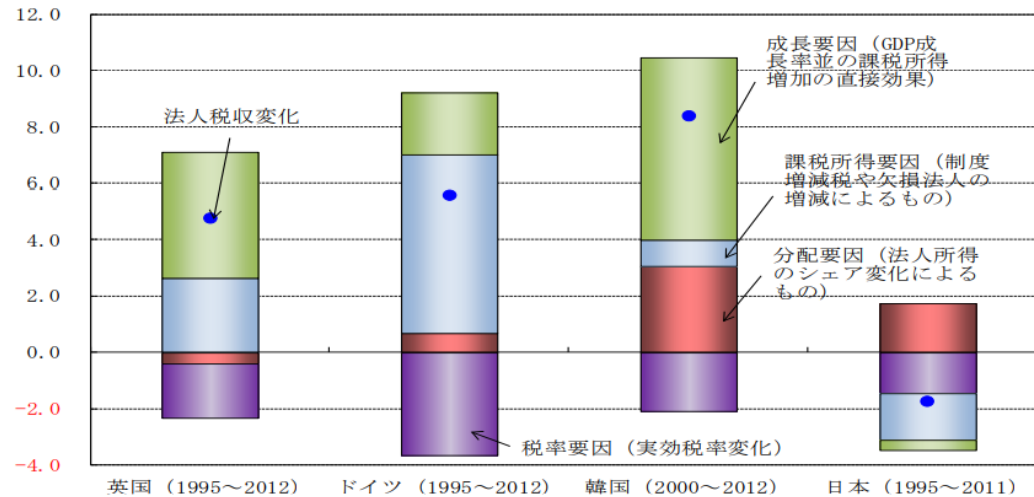
税率引き下げは、経済成長要因（投資増等）にもなるため、歳入減に必ずしも直結しない

法人税率を下げても税収が上昇した国での 背景分析

英国：成長要因と制度改正等による課税ベースの拡大が寄与
韓国：成長要因が大きく寄与。法人所得比率の上昇も寄与

	英 国	ドイツ	韓 国	日 本
税収変化	4.8%	5.6%	8.4%	▲1.7%
GDP変化	4.5%	2.2%	6.5%	▲0.4%
税率変化幅	▲9.0%pt	▲24.9%pt	▲6.6%pt	▲10.4%pt

法人税収変化率の要因分解（年平均変化、%）



（備考）1. OECD National Accounts, OECD Tax Data Base, 内閣府「国民経済計算」、財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」により作成。要因分解の対象期間
はデータ制約により異なっており、各国名の横に記載。
2. 分解式は、法人税収＝実効税率＊（課税所得／法人所得）＊（法人所得／GDP）＊GDP。同式を対数変換し、階差から年平均変化率への寄与に分解している。なお、課税
所得は、税収を実効税率で除して求めた値。法人所得は、金融及び非金融法人の営業余剰（租）と財産所得の受払差として定義。
3. 分配要因が変化する要因例としては、所得税対象の自営業営業余剰や雇用者報酬から法人税対象の法人所得へのシフト、家計受取の配当から内部留保へのシフト等。

税率が経済に影響を与える推定経路 （法人税率の引き下げ）

- ① 投資金額の増加
⇒主に設備投資*、研究開発投資
- ② 消費拡大
⇒企業のCFの増加に伴う、被用者賃金増加、
雇用拡大、株主配当の増加
- ③ 消費需要の拡大
⇒公的負担の軽減による財・サービス価格の
低下
- ④ 対内投資の促進
⇒企業の立地の魅力向上（次頁参照）

*税収の減少が財政赤字を拡大させるのであれば、利子率の上昇を
通じて設備投資を抑制するマイナスの効果を持つことも考えられる。

(参考) 減税による企業立地移転・人口増加(米国ーテキサス州)

テキサス州への 本社移転

2021年 移転企業数: 62社 (過去最高, 移転元1位:カリフォルニア州 25社)

移転企業例: Oracle, HPE*, Tesla, Caterpillar(予定), トヨタ米国本社

下線: CA州からTX州へ移転

主な移転 理由

1

交通の要所: 全米だけでなく、南北アメリカ、アジアとの物流の要

2

税負担の低さ: 法人所得税、個人所得税が0%

3

割安な生活環境: 物価や家賃などの生活費が低く暮らしやすい

主要な税制

	法人税	個人所得税	売上税	固定資産税 (持ち家住宅)
テキサス州	0%*	0%	8.20%	1.60%
カリフォルニア州	8.84%	13.3%**	8.82%	0.70%

*フランチャイズ税あり** 最高税率

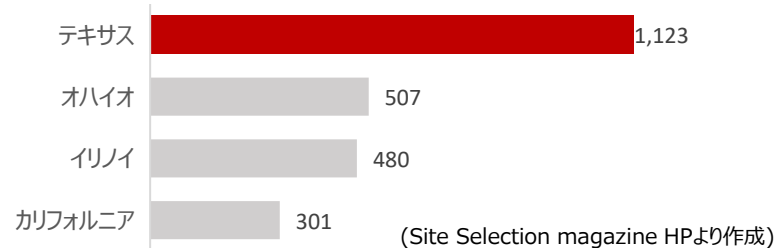
2022年7月時点

(個人所得税は2022年1月, 固定資産税は2019年)

Data

事業拡大プロジェクト*数(州別 2021年)

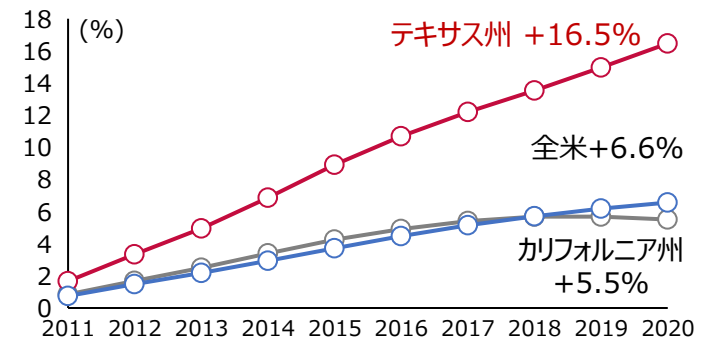
- ・事業拡大PJ数 10年連続 1位
- ・テスラ、新工場への投資 長期的に100憶ドル超と発表



*100万ドル以上又は20以上の雇用又は2万sq.ft.以上の新スペースを生む事業

人口増加率(2010年度比)

- ・人口増加数 1位 (2021年, 移住元1位はカリフォルニア州)



1. 基本的考え方

2. 税制改正提言

本則に関する提言

法人税・所得税・相続税の抜本的な見直し

趣旨

- **イノベーティブな人材を輩出していく観点から税制全体の見直しが必要**
- **チャレンジへのインセンティブや頑張った人が報われる社会への呼び水**となるよう、所得税・相続税などを見直し
- **国際競争力の確保の観点や、優秀な外国人材を日本に呼び込むため、外国との水準も考慮に入れるべき**

具体策

- 法人税の実効税率を20%程度まで引き下げ
- 現在55%の所得税の最高税率(地方税率を含む)の見直し
- 相続税の引き下げ

国内外の課税のイコールフットディングの確保

趣旨

①消費税

- 消費者向け電気通信利用役務(ゲーム、電子書籍、映像、音楽等の配信)を提供する場合、国内外事業者とわず消費税の納税義務があるが、国外事業者からは納税されていないケースあり

②特定同族会社への海外子会社からの配当金等に関する課税のあり方

- グローバルなキャッシュマネジメントも困難にしており、海外企業とのイコールフットディングを阻害

③株式対価M&A

- さらに利用範囲を拡充することが必要

④その他 (株式会社立学校と学校法人立学校との差など)

具体策

①消費税

- 国外事業者に対する執行強化等

②特定同族会社への海外子会社からの配当金等に関する課税のあり方

- 海外子会社からの配当金については、留保金額に不算入とする等
- 個人事業者が法人成りした場合の所得課税と法人課税の不均衡の是正が本来の目的であるが、中小企業が平成19年度改正で対象外になっている。パススルー課税のあり方も含めた検討が必要

③株式対価M&A

- 金銭対価と混合で利用する場合の金銭割合上限20%を撤廃

④その他 (不合理な差分の解消など、税制中立性等の観点から洗い出し)

新しい働き方などに対応した税制の見直し

趣旨

- 働き方が大きく変わっていく中で、個人の働き方等に係る税制も時代の変化に合わせた見直しが必要

具体策

①退職金課税の見直し

- 終身雇用により有利な現行の退職金税制は、労働市場の流動性を阻害。長期雇用者に有利な**退職所得控除や1 / 2 課税ルールは見直し**していくべき

②配偶者控除など「一家の大黒柱」を前提とした制度の廃止

③フリーランスの環境整備や学び直しの支援

- フリーランスという選択肢が広がる中で、法人対比不利な損失繰越制度を拡充(3年を10年にするなど)
- 仕事を辞めて大学での学び直しを行う人等に対して、前年に要した資格取得費等を就職後の給与所得から控除可能にする

④給与所得者が会社負担でなく自ら出費したテレワーク対応費用の控除

制度の創設(所得税の特定支出控除・医療費控除の対象化)

- テレワーク対応費用の例示(モニター・PC関連機器、通信費用増額分、テレワークアプリの有料サブスク費用、ベビーシッター費用、テレワークを行う場所の設営費用など)

暗号資産税制の抜本的見直し（法人税）

趣旨

- 企業が期末に保有するトークンが「活発な市場が存在する暗号資産」に該当すると、**自社発行かつ自己保有するトークンも含めて時価評価**され、未実現利益に課税
- そのため、**有望なWeb3.0企業が国外流出（100件超と推定）**
- Web3.0の基盤としてのトークンエコノミーの発展に大きく影響することから、急ぎ対応の必要

具体策

- **企業が自社発行かつ自己保有するトークン**について、時価ではなく**簿価**で評価し課税
- **スタートアップ企業が自社発行かつ第三者が保有するトークン**のうち、**短期売買目的でないもの**についても、時価ではなく**簿価**で評価し課税

暗号資産税制に関する課題と要望（2022年9月7日 税制改正要望書を提出済）

現行制度（法人税）

- 企業が期末に保有するトークンは、**自社発行・自己保有のトークンも含め基本的に時価評価課税**
- 暗号資産の発行・保有に係る**会計基準や監査基準がない**
 - ※ 企業会計基準委員会（ASBJ）により整理案は示されたものの、基準設定にはASBJ理事の全会一致を要することから、数年かかる可能性
 - ※ アメリカでは、公認会計士協会による「デジタル資産の会計と監査に関するガイダンス」が存在し、一定の会計基準と監査手続が整備

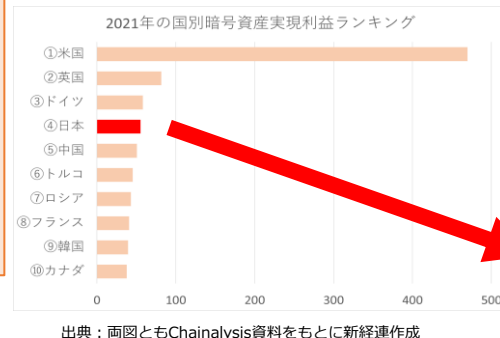
生じている課題

- 未実現利益への課税は予見可能性に乏しく、支払困難なケースも
- 事業用資金の確保にも影響
- 暗号資産を発行・保有する企業に対する監査の忌避

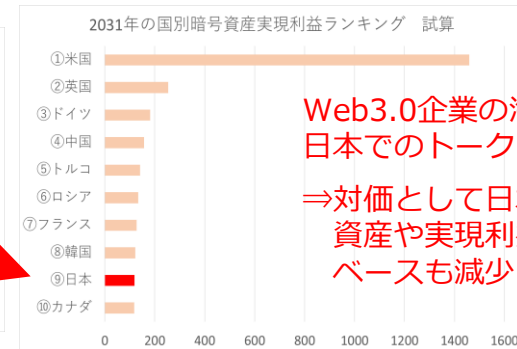
➡ **有望なWeb3.0企業の国外流出（100件超と推定）**

生じうる悪影響 （日本のプレゼンス低下）

税制改正をせずにWeb3.0企業の流出が続けば、世界のトークン市場における**プレゼンス低下**の恐れ



出典：両国ともChainalysis資料をもとに新経連作成



Web3.0企業の海外流出によって
日本でのトークン発行が抑制
⇒対価として日本に流入する暗号
資産や実現利益が減少し、課税
ベースも減少すると考えられる

法人税に関する要望

1. 自社発行・自己保有のトークンを、**簿価評価課税に見直し**
2. 自社発行・第三者保有のトークンも、**スタートアップ企業が発行し短期売買目的でないものは、簿価評価課税に**

関連：所得税・相続税に関する要望

1. 暗号資産の取引から生じる利益は**申告分離課税（一律20%）**の対象とする。損失は繰越控除を認める
※暗号資産デリバティブ取引についても同様
2. 相続した暗号資産への課税（相続税評価時・譲渡時）を、**株式並みに見直し**
 - ①相続税評価額として、相続開始日の時価のほか、相続月を含む過去3か月間の月平均時価も含めて最も低い価額とする
 - ②相続暗号資産を譲渡する場合、相続株式の譲渡所得等に認められる「取得費の特例※」の対象とする

※ 相続により取得した株式等の財産を一定期間内に譲渡した場合に、相続税額の一部を取得費に加算して譲渡所得を計算することで、税額を軽減できる措置（租税特別措置法39条）

租税特別措置に関する提言

租税特別措置に関する提言の一覧表

新産業・ 新しい資本主義

- 暗号資産税制の抜本的見直し（所得税・相続税、20頁）
- 戦略分野へのイノベーション促進税制の創設(21頁)
- 資産所得倍増のための税制見直し(22頁)
- 社会的投資減税の創設、寄附税制の見直し(23頁)

スタートアップ

- スタートアップ向けインセンティブ報酬抜本的拡充(25頁)
- 日本版QSBS税制の創設(26頁)
- 国外転出時課税制度の見直し(27頁)
- オープンイノベーション税制の拡充(28頁)
- 研究開発税制の見直し(29-30頁)

デジタル・人材

- 税制プロセスのデジタル化の促進(32頁)
- デジタル基盤(医療・物流・通信システム等)革新税制の創設(33頁)
- デジタル人材育成税制の創設(34頁)
- 教育投資促進税制の創設(35頁)
- 外国人材に対する税制の見直し(36頁)
- 企業のサイバーセキュリティ体制強化税制の創設(37頁)
- 政策目的に誘導するための適用要件の見直し(38頁)

租税特別措置に関する提言 ～新産業・新しい資本主義～

暗号資産税制の抜本的見直し（所得税・相続税）

趣旨

- 欧米諸国と比べて暗号資産に厳しい税制により、トークンを活用した国内での事業展開への投資が抑制され、ひいては**Web3.0の基盤としてのトークンエコノミーの発展が阻害**
- 納税申告の負担が過大かつインセンティブに乏しいことから、納税者の自主申告に委ねられ、**公平性に問題**
- 暗号資産は価格変動が大きいことから、相続時の納税者負担の増大や偶発性等が問題になるが、これを手当する制度はなく、**株式と比べて不利な扱い**

具体策

- **暗号資産の取引（デリバティブ取引を含む）から生じる利益**について、**申告分離課税の対象**とし、暗号資産に係る所得金額からの**繰越控除を認める**
- **相続した暗号資産への課税**（相続税評価時・譲渡時）を**株式並みに見直し**

【参考】「暗号資産税制に関する課題と要望（2022年9月7日 税制改正要望書を提出済）」（本資料P16）

戦略分野へのイノベーション促進税制の創設

趣旨

- 世界で急成長しているベンチャー（Web3.0関連、AI関連）を日本でも振興
- わが国でもより大きな枠組みで産業のエコシステムを形成

具体策

- 戦略分野ラボ税制の創設（**Web3.0・AI関連の研究所などを設立した場合、試験研究費の税額控除率を拡大**（通常14%→50%等））
- ベンチャーや中小企業において、修士号又は博士号を取得した**Web3.0・AI人材の給与（一定期間）の全額を税額控除**（赤字繰延特例も含め）
- ベンチャーや中小企業において、**外国の若手人材をWeb3.0・AI人材として教育するために来日**させる場合（高度人材を除く）、その給与（一定期間）の全額を税額控除、その他日本での生活支援

資産所得倍増のための税制見直し（確定拠出年金・NISA）

趣旨

- 投資による**資産所得倍増の考え方**を実現するためには、**確定拠出年金やNISA制度の抜本的な拡充**が必要
- 資産所得の倍増により、**新たな投資や消費の増加を通じて日本経済全体に裨益**することが期待

具体策

- **確定拠出年金の年間拠出限度額を抜本的に拡充**（企業型で月額5.5万円（年額66万円）→国民年金加入者を含め月額15万円（年間180万円）。生涯限度額（現行3,300万円）も併せて大幅に拡大
- **つみたてNISAと一般NISAを一本化**し、年間拠出限度額を120万円で統一。併せて**投資可能期間の無期限化（又は大幅な延長）**、NISA枠内のスイッチングも可能に

社会的投資減税の創設、寄附税制の見直し

趣旨

- SDG s 推進にあたって、「**金融の回路を見直す**」ためのグローバルな潮流
 - 日本でも、機関投資家によるESGの投資基準への組み入れ、企業のESG情報開示の充実など、**上場企業においてはESG投資はメインストリーム**に
- 一方、SDG s 推進にあたっては、革新的な技術などで社会課題に挑戦する**ソーシャルベンチャーの育成やそれを取り巻く市場の整備**も重要
- この点、ソーシャルベンチャーに**社会的課題解決に向けた理念に共鳴できる個人の資金**を呼び込むことが重要
 - **イギリスの社会的投資減税**は、認証を受けた法人等に対する個人投資を税制優遇
 - 日本でも、地方自治体等による認証を受けた地域企業への資金供給を促す「地方創生SDG s 金融」の取り組みがあるが、資金供給の主体として想定されているのは地域金融機関であり、**税制優遇などのインセンティブ存在せず**

具体策

- **エンジェル税制に社会的投資減税特別枠**を創設
 - Community Interest companyやB corp認証のように、**定款への記載や定期的な情報開示、など一定の要件を満たしたベンチャー企業**への個人投資について、**優遇措置を拡充**（優遇措置Aの控除上限の緩和や優遇措置Bも所得控除にする等）

(参考)当連盟では2016年以来、ソーシャルビジネス振興やフィランソロピーエコシステム創設の必要性を政策提言等で提唱し、関連支援税制の必要性にも言及している。

https://jane.or.jp/app/wp-content/uploads/topic512/topic_1.pdf

租税特別措置に関する提言 ～スタートアップ～

スタートアップ向けインセンティブ報酬の抜本的拡充

趣旨

- スtockオプションによる役職員の企業価値向上の**インセンティブ機能を維持**するため、スタートアップの投資環境等の情勢の変化に応じて、税制適格要件も柔軟に見直すべき
- 特に昨今、上場後は先行投資がしにくい等の理由から、**成功するスタートアップは大型化した後に上場する傾向**（SanSan、米国AirBnB等）
- 一方、税制適格のストックオプションの行使期間が10年に限定されており**実態と不整合**

具体策

- 税制適格ストックオプションの**行使期間を延長（例：10年→15年）、権利行使価額の年間合計額の引き上げ**
- **RSU（譲渡制限株式ユニット）など従業員向け株式報酬の円滑化**
- スtockオプション税制について、最終的には、①行使時の課税を繰り延べ、②譲渡時点で行使価格との差額を譲渡所得として申告分離課税の対象とする、など**ゼロベースでの見直しも必要**

日本版QSBS税制の創設

趣旨

- 日本はそもそも起業家に対する応援環境が少なく、起業文化を醸成するほか、**起業に対する強力なインセンティブ（起業家自らの起業インセンティブ、投資家による応援投資インセンティブ）**が必要
- また、**成功した起業家がその経験を活かして他の起業家を支援する場合や、自ら別の起業を行う場合（シリアルアントレプレナー）**を推進していくための措置も必要

具体策

- アメリカのQSBS（Qualified Small Business Stock）税制を参考に、**起業家、従業員、エンジェル投資家がQSBSの売却によって得たキャピタル・ゲインに対する税控除、利益のスタートアップへの再投資に係る課税繰延べ**制度を導入

※米国QSBS税制の概要：

趣 旨：スモールビジネスへの投資を拡大、リスクを取る起業家への報償

対象者：起業家、従業員、エンジェル投資家

優遇の内容：

- ①総資産5,000万ドル以下等の要件を満たす企業が発行する株式（QSBS）の売却によって得た利益の最大100%のキャピタル・ゲイン控除（上限1,000万ドル等。5年以上保有が条件）
- ②QSBSの売却によって得た利益をスタートアップに再投資する場合、課税繰延べが可能（上限なし）

国外転出時課税制度の見直し

趣旨

- 海外事業を成功させるには、その事業に精通した**役員・従業員を海外に派遣**して事業の拡大を図るのが通常であるが、その**派遣期間はあらかじめ予測できない**ことが多い
- 現行の国外転出時課税制度は、このような**企業派遣を行う際の大きな懸念事項**となっており、**スタートアップによる事業拡大やグローバル展開の大きな制約**

※国外転出時課税制度：

国外転出の際、1億円以上の有価証券等を所有している場合、含み益に所得税を課税。担保提供等により納税猶予が可能だが、期限は5年であり、延長の場合は届出手続が必要（なお、未上場企業のスタートアップ経営者等の場合、株券を発行して担保とすることが求められるが、上場会社は株券発行を廃止することとされているため、上場が不可能となる課題）

具 体 策

- **納税猶予時の株券による担保提供を不要とするなど所要の見直し**

(注)当連盟では2017年以来要望をしている(下記資料23・24頁参照)

<https://jane.or.jp/proposal/theme/4367.html>

オープンイノベーション税制の拡充

趣旨

- 現行の制度では、CVC等がスタートアップ企業の株式を1億円以上取得する場合、取得価額の25%を所得控除
- 本制度の対象となるのは、主に企業規模が比較的大きく数年後に上場を見据えているようなスタートアップ。こうした**スタートアップがオープンイノベーションを進める**という意味では現行の制度には意義
- 一方、事業の初期段階である**シードラウンドやシリーズAラウンドのスタートアップの母数は十分とはいえず**、しかも**現在の制度では事実上対象外**

具体策

- **オープンイノベーション税制にシード・アーリー期の枠を創設**
- 具体的には、シード・アーリー期として一定の要件を満たすスタートアップに対する出資について、**出資額の要件を緩和しつつ（1000万円等）、所得控除の割合を増加（25%→100%等）**
- **その他、スタートアップの対象の拡充(定義の見直し)**

研究開発税制の見直し(1)

趣旨

- **積極投資により赤字になる企業においても、研究開発の社会的必要性**は黒字企業と変わらないが、一方で研究開発税制の適用を受けられず
- また、研究開発税制やソフトウェア会計・税制はハード中心のモノづくりを前提としており、**デジタル時代に対応しきれておらず抜本的な見直し**が必要

具体策

① 繰越控除制度の創設

- 控除限度超過額の5年間繰り越しを認める

※前年分の控除限度超過額を繰越控除できる制度が過去存在（2015年廃止）

② 「専ら」要件の撤廃

- 中小企業・ベンチャーは1人の従業員が複数職務を兼務。**試験研究の業務に従事した時間を区分計上**することを前提に「専ら」要件を撤廃
- 「情報解析専門家」も「専ら」要件が付されているため、この要件も撤廃

③ 自社利用ソフトウェアの損金処理範囲の拡大

- 将来の収益獲得または費用削減が不明確であれば損金算入

④ 自社利用ソフトウェア、市場販売用ソフトウェアの区分の見直し

- クラウドは自社利用、パッケージは市場販売、という整理自体が不自然であり、税制の混乱の根本原因

研究開発税制の見直し（２）

具体策

⑤ 給付付き研究開発税制

- 創業後一定年数以内のスタートアップについて、**赤字決算の場合、試験研究費の控除割合（２～１４％）分の給付を可能に**

赤字ベンチャー（新たに追加）	黒字ベンチャー（現行制度）
試験研究費の一定割合（２～１４％）を 給付	試験研究費の一定割合（２～１４％）を控除 （法人税額の最大５０％上限）

⑥ 企業における保守的な税務実務の改革

- 税務処理の妥当性について積極的に当局と協議する米国等と比較し、日本企業は否認されることを恐れて試験研究費の計上が保守的と言われており、こうした慣行を変える仕組みを検討すべき

※米国では、税専門家の助言に依拠した場合など合理的な理由がある場合はペナルティが免除される制度や、弁護士、会計士、税理士等の専門家とのコミュニケーションは税務調査等において開示する必要がないとする「Advisor's Privilege」の制度があり、類似の制度の導入など

租税特別措置に関する提言 ～デジタル・人材～

税制プロセスのデジタル化の促進

趣旨

- 税制プロセスをデジタル化し、民間及び行政の双方の事務コストを低減していくべき
- 2023年に導入される**インボイス制度の円滑な導入**を図っていくことが必要

具体策

- 電子帳簿保存法の**さらなる要件緩和**を実施（**スキャン画像の解像度、階調、大きさ情報の保存義務の撤廃**）
- インボイス制度について、**制度の周知徹底、中小企業の事務負担への配慮**等、混乱を招かないような対応を推進
- 事務負担については、以下の措置を実施
 - インボイスの保存対象として**キャッシュレス決済のログも利用可能**にする
 - **買手側(請求書受取側)**も、売手側と同様に、**一覽票のみの保存を許容**すべき

デジタル基盤(医療・物流・通信システム等)革新税制創設

趣旨

- 社会構造の変革に対応してデジタル化を推進するため迅速な設備投資が必要な分野（医療、物流、通信等）については、**ソフトウェア含め革新的なシステムの導入を促すためにも従来の税制を超える促進策**が急務
- デジタル投資に対して**取得価額以上の減価償却を認める**イタリアの**ハイパー償却税制**を我が国でも導入
 - イタリアのハイパー償却税制ではインダストリー4.0関連投資は以下の割合で償却可能
 - ・ 2.5百万ユーロまでの投資 : **170%**
 - ・ 2.5百万～10百万ユーロまでの投資 : 100%
 - ・ 10百万～20百万ユーロまでの投資 : 50%
- さらに、**国民視点のPHRの実現**や**医療分野のDX**を通じた医療サービスの新たな付加価値創出と医療機関の信頼性向上に向けた打ち手が必要

具体策

- オンライン診療等の医療システム、物流の基幹システム、通信分野の革新的システム等への投資について、**取得価額の200%分の減価償却**
- 医療情報システムベンダであって医療機関の指示ある場合に無償でのAPI開放などの**積極的な情報開示をする者向けのインセンティブ措置を創設**

デジタル人材育成税制の創設

趣旨

- オンライン化の進展でリモートワークなどが進み、人材育成のあり方も変化。特にバックオフィス業務やコミュニケーションツールとしての SaaS（= Software as a Service）は、デジタル化を志向する企業にとって必須
- 企業にとってのSaaS利用は、社員のコミュニケーションや職務環境の改善を通じて、**一人ひとりの能力を直接的・間接的に向上させるという「人の育成・人への投資」**という意味合い（それゆえ、利用者数に応じた従量課金の形態をとることが多い）
- **現行のIT補助金やDX促進税制**は、人に着目した制度設計というよりは、**初期の設備投資を念頭に置いた制度設計**になっているため、**人材育成を促すための税制の構築が必要不可欠**

具体策

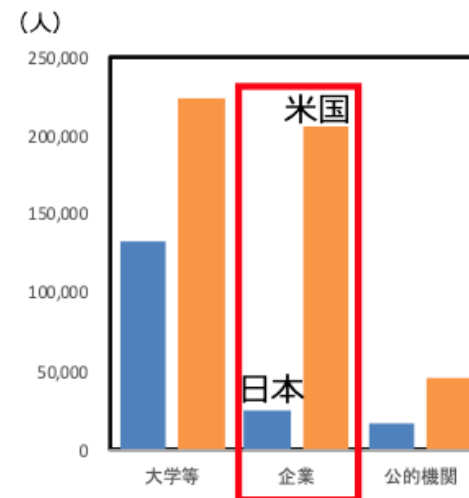
- デジタル人材の育成・投資を促進するために、**SaaS費用について税制上の優遇措置**（人材確保等促進税制への組み入れなど）

教育投資促進税制の創設

趣旨

- 米国等と比較した場合、**日本の企業が博士号取得者を採用し辛い**ことに象徴されるように、**大学と企業の人材育成方針に溝**
- 社会全体で人材育成を進めるため、**経済界と教育界の往来を活発化するための施策が必要**

日米の博士号勤務先比較



(出典)文部科学省科学技術・学術政策研究所
「科学技術指標2019」を基に新経済連盟が作成

具体策

- リカレント教育等の活性化のために、**企業から大学への教育投資**（学び直しをする社会人の受入れ費用やPBL共同開発費用等）**を税額控除**（赤字繰延特例も含め）
- **人材確保等促進税制における上乗せ要件**について、**企業から大学への寄付講座や講師派遣に要した費用も対象に**（現行は自社社員の教育訓練費が対象）

外国人材に対する税制の見直し

趣旨

- 外国人材の労働環境・生活環境を改善し**企業への定着**、各企業内における**日本人職員との共生や各地域における共生**を推進する必要
- 依然としてコロナ禍による海外往来停滞の影響が残る中、より一層在留外国人材のための環境整備が重要
- 外国人（および日本人）の共生のため支出した費用負担を軽減し、共生の取組みを支援

具体策

- 外国人材の定着、日本人職員・地域コミュニティとの共生の取組み（以下のような取組み）を行っている**企業を公的に認定し法人税の優遇措置**
 - 外国人職員のキャリアパス明確化、技能水準向上・資格取得に対するサポート
 - 外国人への日本語教育支援・企業の英語化、生活支援、異文化・慣習への配慮
 - 日本人職員・地域コミュニティとの間の相互交流事業の実施

※ 地方の企業に対し優遇措置を深掘りすることで、地方への外国人材誘導も可能
- **個人**が自ら外国人（日本人）との共生に向けて支出した費用（言語習得費用等）について、**所得税の特定支出控除の対象に**

企業のサイバーセキュリティ体制強化税制の創設

趣旨

- 中小企業を攻撃してからその情報をもとに大企業に侵入する事案が発生するなど、**産業分野に応じた基準に従って、日本企業や日本社会全体のサイバーセキュリティレベルの強化**が求められる。

具体策

- 企業が**サイバーセキュリティレベルの強化のために要する費用**(ハード・ソフトに係る設備投資、ウェブ健康診断である脆弱性診断ツールの導入費用、従業員等の教育訓練費用等)**に対する税額控除等を検討**

(注)当連盟では2020年度にサイバーセキュリティについて要望をしている(下記資料9頁参照)

<https://jane.or.jp/proposal/pressrelease/8535.html>

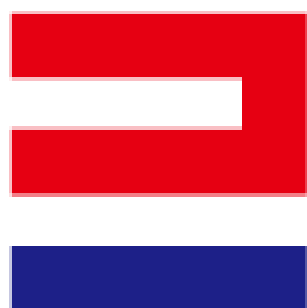
政策目的に誘導するための適用要件の見直し

趣旨

- 研究開発税制等の租税特別措置については、**大企業向けに一定の適用要件が課せられているが、産業構造が大きく変化する中で見直していくことが必要**
- 具体的には、**DXや人材への教育投資を促すことが必要**

具体策

- 租税特別措置の適用要件において、**デジタル投資や教育投資の水準も加味**
- 設備投資要件については、**産業構造の変化の中でSaaS化が進展していること等の事情に鑑みた必要な見直し**



新經濟連盟

Japan Association of New Economy